

令和2年5月15日

## 託送供給約款以外の供給条件の認可について

東北経済産業局から、下記の事業者による託送供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可すべきと考えられるため、別紙の通り東北経済産業局長に意見を回答いたしました。

### 記

八戸ガス株式会社	6420001006394
仙台市ガス局	8000020041009
塩釜ガス株式会社	6370601000348
仙南ガス株式会社	7370101000129
のしろエネルギーサービス株式会社	9410001007498
山形ガス株式会社	2390001001956
酒田天然瓦斯株式会社	7390001006240
庄内中部ガス株式会社	2390001008092
福島ガス株式会社	6380001001400
由利本荘市	5000020052108
男鹿市	2000020052060

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20200515東北第34号  
令和2年5月15日

東北経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年5月15日付け20200515東北第17号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。